

第2節 各論

第1 消火器具

I 共通事項	3-1-2
用語の定義	3-1-2
II 能力単位	3-1-2
1 区分による算定方法.....	3-1-2
2 1未満の端数処理.....	3-1-2
3 設置個数の減少	3-1-2
III 設置場所等	3-1-3
1 一般事項	3-1-3
2 設置場所	3-1-4
3 防護措置	3-1-4
IV 少量危険物、指定可燃物、火気設備等への設置.....	3-1-4
1 一般事項	3-1-4
2 適応消火器の設置.....	3-1-5
3 少量危険物又は指定可燃物.....	3-1-5
4 能力単位の合算	3-1-5
5 消火器の兼用	3-1-5
V 標識	3-1-5
VI 簡易消火用具	3-1-7
1 材質等	3-1-7
2 設置方法	3-1-7
VII 付加設置（岡山市火災予防条例）	3-1-8
（消火器具に関する基準）	3-1-8
（大型消火器に関する基準）	3-1-9

I 共通事項

用語の定義

- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (3) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (5) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。）第3条又は第4条（能力単位の測定）の規定により測定したもので、消火器具の消火能力を示す単位をいう。
- (6) 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上のものをいい、薬剂量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては80ℓ以上、機械泡消火器にあつては20ℓ以上、強化液消火器にあつては60ℓ以上、ハロゲン化物消火器にあつては30kg以上、二酸化炭素消火器にあつては50kg以上、粉末消火器にあつては20kg以上のものをいう。
- (7) 歩行距離とは、什器、壁等の障害物を避け、実際に歩行可能である部分の動線について測定される距離をいう。

II 能力単位

1 区分による算定方法

規則第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、下表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定するものとする。

	対象物の区分	消火器の能力単位の数値
1	令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

2 1未満の端数処理

規則第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。

3 設置個数の減少

規則第8条第1項の適用については、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備のみ

とし、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備の設置による消火器具の設置個数の減少は、認められない。

Ⅲ 設置場所等

1 一般事項

(1) 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものとする。

(2) 令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものとする。

(3) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になったりすることのないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置するものとする。

(4) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置するものとする。

(5) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

(6) 規則第6条第6項第2号に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及

び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は、原則含める必要はない。

(7) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定するものとする。

(8) 規則第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

2 設置場所

消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

(1) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。

ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所

イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所

ウ 雨水のかかる場所

(2) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。

(3) メゾネットの共同住宅、その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、令第32条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。◆

(4) I 2 (6)で規定した床面積に算出されない部分について、屋上駐車場、ピロティ、ポーチ等で車両が乗り入れる部分及び屋上部分に規則第6条第3項から第5項に規定されるものがある場合については、消火器を設置するものとする。◆

3 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、格納箱に収納するなど、適当な防護措置を講じるものとする。

なお、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所に設けるものとする。

(1) 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所

(2) 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

IV 少量危険物、指定可燃物、火気設備等への設置

1 一般事項

規則第6条第3項、第4項及び第5項により設置しなければならない消火器具については、Ⅲによるほか次によるものとする。

(1) 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断機、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20kw以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものを除く。なお、条例第36条第1項についても、これを準用する。

- ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
- イ 内燃機関を原動力としない発電設備
- ウ 蓄電池設備で、その容量が4,800A h・セル未満のもの
- エ 配線、照明、電動機等

(2) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第54条第1項第1号から第8の2号までに規定する設備を設置する場所をいう。

2 適応消火器の設置

付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置するものとする。

3 少量危険物又は指定可燃物

規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器（ABC）10型を設置するものとする（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過氧化物又はこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。

4 能力単位の合算

延べ面積150㎡未満の令別表第1(3)項に掲げる防火対象物のうち、令第10条第1項第1号ロに規定する防火対象物に対しては、規則第6条第5項の規定により、能力単位の合計数の加算を行わないものとする。また、同条第6項第2号の規定により、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）が設けられた階にのみ配置すれば足りるものとする。

5 消火器の兼用

令第10条第1項に基づき設置される消火器が、規則第6条第3項又は第5項に基づき設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとして取り扱うことができる。

V 標識

1 規則第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によるものとする。★

(1) 大きさ

標識の大きさは、短辺 8 cm以上、長辺 24 cm以上

(2) 色

地色を赤色、文字は白色



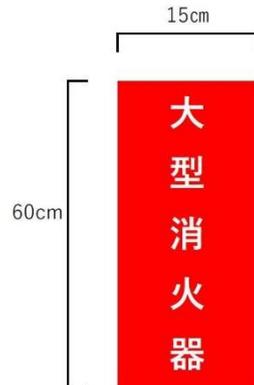
2 大型消火器の設置場所に設ける標識の形状等は、次によるものとする。◆

(1) 大きさ

標識の大きさは、短辺 15 cm以上、長辺 60cm 以上

(2) 色

地色を赤色、文字は白色



3 ピクトグラム

J I S 78210に規定するピクトグラムを設けた場合は、令第32条の規定を適用し、規則第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。ただし、多数の外国人来訪者の利用が想定される(1)項イ、(5)項イ、(10)項に掲げる用途に供される防火対象物については、規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識に加えて消火器ピクトグラムの活用を図るものとする。

なお、消火器ピクトグラムの設置にあつては、次の事項に留意するものとする。

(1) 消火器ピクトグラムの大きさは、9 cm角以上とする。

(2) 消火器ピクトグラムは、概ね0.8m以上の高さで、消火器付近の見やすい位置に設けるものとする。なお、消火器が屋内消火栓等と近接して設置される場合には、屋内消火栓等の表示灯の高さに合わせる等、視認性の高い位置に設けるものとする。



(3) 大規模空間に消火器ピクトグラムを設置する場合には、より大きいものを高い位置に設置する等、設置場所の空間特性に配慮した大きさ及び設置位置とするものとする。

する。

- (4) 多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置するものとする。
- (5) 消火器を直接視認することができ、火災予防上支障が無いと認められる場合は、消火器である旨の標識に代えて消火器ピクトグラムを設置することができるものとする。

VI 簡易消火用具

簡易消火用具の材質等は、次によるものとする。

1 材質等

- (1) 水バケツ及び専用バケツの容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないもの。
- (2) 膨張ひる石は、J I S A5009 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、J I S A5007 にそれぞれ適合するもの。

2 設置方法

設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に定める能力単位が1単位未満とならないように設けるものとする。

Ⅶ 付加設置（岡山市火災予防条例）

（消火器具に関する基準）

第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器具を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

- (1) 火花を生ずる設備のある場所
- (2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
- (3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- (4) サウナ設備のある場所
- (5) 溶接又は溶断の作業をする場所
- (6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性液体類等を煮沸する設備又は器具のある場所
- (7) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所

2 前項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説】

本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物又はその部分で、場所的な出火危険性に着目して、初期消火のための消火器を設けようとするものである。

1 第1項

- (1) この規定による付加は、令第10条第1項の適用を受けない令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、本項各号に掲げる設備等のある場所へ適用する。
- (2) 「防火対象物に存する場所」とは、建築物又は工作物の中若しくは建築物の屋上にある場合は全て適用し、屋外にある場合は令別表第1に該当しない限り適用しない。
- (3) 第1号の「火花を生ずる設備」とは、条例第11条に該当するものとし、グラビヤ印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

場所の範囲は、設備の取扱上必要最小限度の周囲の場所を含める。

- (4) 第2号の「変電設備」とは、条例第12条に規定する設備をいう。
- (5) 第2号の「発電設備」とは、内燃機関によるものだけに限定されるものではなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備も含む。ただし、次に掲げるものは、本号は適用しない。

- ア 搬送用発電機及び移動用発電設備(固定して設ける場合は、本号の適用を受ける。)
 - イ 容量が5キロボルトアンペア未満の小容量の発電設備
- (6) 第2号の「その他これらに類する電気設備」は、IV 1 (1)による。
- (7) 第3号の「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する場所をいう。
- ア 厨房 (IHコンロ含む) (部分的な湯沸室及び個人の住宅に設けるものを除く。)
 - イ 営業用食品加工炉及びかまど
 - ウ 工業炉及びかまど
 - エ 熱風炉
 - オ 公衆浴場の火焚き場
 - カ 火葬場のかま場
 - キ 焼却炉を設置する場所
- (8) 第4号の「サウナ設備」とは、条例第8条の2に掲げる設備をいう。
- (9) 第5号の「溶接又は溶断の作業」とは、一定の事業目的に従って反復継続される作業をいう。
- (10) 第6号の「煮沸する設備又は器具のある場所」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類を加熱又は煮沸する設備のある場所をいう。また、「煮沸する設備」とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。
- (11) 消火器が令第10条第1項により設置されており、本条各号の場所を有効に包含されている場合は、追加で設置する必要はない。

2 第2項

本条により設置する消火器の設置及び維持の技術上の基準については、令第10条第2項及びⅢからⅤによること。また、令第10条第2項の規定の例によることを定めたものであることから、令第10条第3項による他の消防用設備による減免の対象とならない。

なお、設置する消火器については、その対象に適応したもので10型以上の消火器を設置指導すること。◆

(大型消火器に関する基準)

第36条の2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、大型消火器を設けなければならない。

- (1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所
- (2) 全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所
- (3) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場所

- (4) 自動車車庫、駐車場及び自動車修理工場等のうち、その主たる用途に供する部分の床面積が150平方メートル以上の場所
- 2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説】

本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物にある特殊用途に供する場所に対して、大型消火器の設置を規定したものである。

1 第1項

(1) 「不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備」とは、使用電圧が7000ボルトをこえるものをいい、主要な機器(主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等)すべてに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びにJIS-C4003の機器絶縁を施したものを使用した変電設備で、使用電圧7,000ボルトを超えるものをいう。

(2) 「全出力」とは、発変電設備の設計上の供給許容電力であり、「電圧×電流」の式であらわされる。20キロワットの変電設備とは、例えば電圧100ボルトの場合、200アンペアの電流を流しうるものである。

なお、供給許容電力(ワット)は、電力会社との契約設備電力ではなく、変電設備の負荷設備容量(キロボルトアンペア)に次表に基づく係数を乗じて算定したものととして差し支えない。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係 数
500未満	0.80
500以上 1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

<計算例>

変電室内に変圧器300KVAが1基、50KVAが3基あった場合は

$$300\text{KVA} \times 1\text{基} + 50\text{KVA} \times 3\text{基} = 450\text{KVA} < 500\text{KVA}$$

$$450\text{KVA} \times 0.8 = 360\text{KW}$$

(注) 単相、三相の区別はなし。

となり全出力は360KWとなる。

(3) 第2号、3号の「全出力500キロワット」とは、変電設備の設計上の供給許容電力である。

(4) 各号へそれぞれ設置することが望ましい。◆

2 第2項は、大型消火器の設置及び維持に関する技術上の基準について、令第10条第2項及び第3項の規定の例によることを定めたものである。

(1) 設置については、令別表第2において適応するものとされる大型消火器を、設置すべき場所の各部分から一の大型消火器に至るまでの歩行距離が30m以下となるよう設置する。

(2) 規則第8条第3項により水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置した場合、この消火設備の対象物に対する適応性が大型消火器の適応性と同一であるとき、その消火設備の有効範囲内の部分については、大型消火器を設置する必要はない。

なお、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備を技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置した場合であっても、大型消火器の設置を指導する。◆